

協議第 18 - 1 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 16 年 5 月 11 日提出

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

議会議員の定数及び任期の取扱いについて(合併協定項目番号：8)

議会議員の定数及び任期の取扱いについては次のとおりとする。

- 1 新町の議会議員の定数については、地方自治法第 9 1 条第 2 項の規定により 22 人とする。
- 2 公職選挙法第 15 条第 6 項に規定する選挙区は設けない。
- 3 3 町村の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 17 年 10 月 31 日まで新町の議会議員として在任する。

平成 16 年 5 月 11 日確認

平成16年5月11日

矢部・清和・蘇陽合併協議会
会長 甲斐利幸様

議会議員の定数及び任期の取扱い小委員会
委員長 田上 聖

第4回議会議員の定数及び任期の取扱い小委員会報告について

矢部・清和・蘇陽合併協議会小委員会設置規定第7条に基づき、下記のとおり報告します。

報告事項

1. 開催日

日時 平成16年4月15日(木)午前9時から

場所 矢部町保健センター千寿苑

出席者 矢部町(1人欠席) 清和村(全員出席) 蘇陽町(全員出席)

2. 協議内容

前回協議会への報告内容(定数22人・在任期間平成17年10月31日まで・選挙区は設けない)をたたき台として、各町村からの協議結果報告後、本題について審議した。

その中で、在任期間を平成18年4月30日までとの意見もあり、在任期間の根拠について論議したいとの意向があったため、その内容について学識経験者からの提案内容を基に協議を行った。その結果学識経験者からの提案内容を尊重し、在任期間を平成17年10月31日までとした。

今回の小委員会をもって、審議を終了し第5回協議会において報告し、協議することについて出席者全員承認した。

3. 小委員会調査・検討結果

- 1 新町の議会議員の定数については、地方自治法第91条第2項の規定により22人とする。
- 2 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。
- 3 3町村の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで新町の議会議員として在任する。